

# 一般社団法人こども映画教室 定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人こども映画教室と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、21世紀型学力に対応した教育の健全な発展と、次世代の文化を担う想像力豊かな子どもたちの育成のため、子どもを中心とする様々な人たちを対象とした、子どもと映画に関するワークショップ事業・コーディネート事業・シンポジウム事業、子どもと映画に関する調査研究事業、子どもと映画に関する実践者の育成と支援を図ることにより、社会教育の推進に貢献し、子どもの自尊感情をはぐくみ、また映画、映像への理解を深めること、さらには映画を通して地域社会との連携を深めまちづくりにも貢献すること、海外との交流において子どもたちが日本理解を深め海外に発信できるようにすることを目的とする。

その目的に資するため次の事業を行う。

1. 子どもと映画に関するワークショップ事業
2. 映画を活用した子どもの健全育成事業
3. 子どもと映画に関するシンポジウム事業
4. 子どもと映画に関する情報収集、調査研究事業
5. 映画を活用した社会教育、まちづくり事業
6. 子どもと映画に関するコーディネート事業
7. 子どもと映画に関する国際交流事業
8. 子どもと映画に関する教材開発事業
9. 前各号に付帯する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
4. 除名されたとき。
5. 総社員の同意があったとき。

### 第 3 章 社員総会

(開催)

第 9 条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合にいつでも招集する。

(招集)

第 10 条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

第 11 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第 12 条 社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 13 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第 14 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

### 第 4 章 役員

(役員)

第 15 条 当法人には、理事を 1 名以上置く。

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(選任)

第16条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。  
ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、社員総会の決議によって理事の中から定める。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他法令で定める特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。  
ただし、理事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第20条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 基金

(基金の拠出等)

第21条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 抛出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 22 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 23 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配の制限)

第 24 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 25 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号イからトまでに掲げる法人に贈与するものとする。

## 第 7 章 附 則

(最初の事業年度)

第 26 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第27条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	藤田悦子 諏訪敦彦
	藤岡朝子 原悟
設立時代表理事	東京都世田谷区東玉川一丁目32番23号 藤田悦子

(設立時社員の氏名及び住所)

第28条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	東京都世田谷区東玉川一丁目32番23号 藤田悦子
設立時社員	東京都荒川区西日暮里四丁目4番4号 諏訪敦彦

(主たる事務所の所在場所)

第29条 当法人の主たる事務所の具体的所在場所は次の地とする。  
東京都世田谷区東玉川一丁目32番23号

(準拠すべき法律)

第30条 本定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人こども映画教室設立のため、設立時社員2名の定款作成代理人司法書士法人中央法務事務所代表社員長村政孝は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成30年9月19日

設立時社員	藤田悦子
同	諏訪敦彦

定款作成代理人

東京都港区南青山五丁目10番2号

司法書士法人中央法務事務所

代表社員 長村政孝（登録番号東京第6530号）